

2023年1月24日
執務要領 (GA) 202301240002号

競争的資金等を用いて実施する研究活動における不正への対応に関する
執務要領

総務部長
緒方貞子平和開発研究所副所長

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、独立行政法人国際協力機構競争的資金等による研究実施に関する規程（平成26年規程（研）第5号。以下「研究規程」という。）第19条及び独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程（平成20年規程（総）第24号。以下「コンプライアンス規程」という。）第39条の規定に基づき、競争的資金等を用いて実施する研究活動における不正対応について、下記のとおり定め、2023年2月1日より適用する。なお、従前の同名の執務要領（2018年12月28日付執務要領 (GA) 第12-20002号）は2023年1月31日限りで廃止する。

記

1. 用語の定義

この執務要領における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、研究規程に定めるところによる。

- (1) 研究活動 文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から配分される競争的資金等を受けて機構又は機構に所属する研究者が実施する研究活動をいう。
- (2) 研究不正 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 競争的資金等の管理に関する不正 競争的資金等の、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
 - ② 研究活動に関する特定不正行為 研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表の本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為のうち、故意又は研究者として弁えるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、発表された研究成果の中に示されたデータ又は調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。
 - ③ 研究活動上の不適切な行為 ②以外の研究活動上の不適切な行為であり、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度がはなはだしい、不適切なオーサーシップ、自己盗用、二重投稿等をいう。
- (3) ねつ造 存在しないデータ又は研究結果等を作成することをいう。
- (4) 改ざん 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、デー

タ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

- (5) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (6) 研究不正情報等 研究不正に関する情報（研究不正情報）又は研究不正があると疑うに足る事実をいう。
- (7) 情報提供 以下2. (1) ①又は②により、相談・通報又は報告をすることをいう。
- (8) 配分機関 競争的資金等の配分を行う機関（文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会）をいう。
- (9) 対象者 研究不正情報等において、研究不正に直接関与しているとされる機関の関係者をいう。

2. 研究不正への対応の流れ

(1) 研究不正情報等の把握と最高管理責任者への報告

- ① 不正防止推進部署（緒方貞子平和開発研究所（以下「緒方研究所」という。）総務課）は、緒方研究所のホームページに設けられた研究不正等相談・通報窓口において、研究不正に関し情報を有する外部の者からの研究不正に関する相談・通報を電子メール等により受け付ける。この窓口を利用する者は、原則として氏名、所属先、連絡先を明らかにして連絡するものとし、研究不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていれば、これを受け付ける。匿名での通報や、不正とする合理的理由が示されていない通報についても、研究コンプライアンス推進責任者（緒方研究所総務課長）が必要と認める場合には、研究不正等相談・通報窓口において、これを受け付ける。
- ② 役職員等（機構の役職員等、名称の如何を問わず機構の指揮命令を受けて業務に従事する者をいう。）が、研究不正情報等を把握した場合は、直ちに研究コンプライアンス推進責任者に原則として書面を添付した電子メールで報告する。この場合において、外部者から情報の提供を受けた場合には、可能な限りその身元、氏名、連絡先等を明らかにして報告する。ただし、役職員等が、知り得た情報の性質等に鑑み、上述の研究不正等相談・通報窓口を使って直接に通報すること、相談することを妨げない。この場合、役職員等は、原則として自らの氏名、所属部署を示して通報又は相談を行うものとするが、匿名で行うことも妨げない。
- ③ 研究コンプライアンス推進責任者は、役職員等からの報告、研究不正等相談・通報窓口経由の相談・通報、報道情報等により研究不正情報等を入手した場合、直ちに当該研究不正情報等を入手した日時、入手した者、研究不正情報等の内容、外部者による情報提供である場合はその所属、氏名、情報提供の方法（メール、報道等）及び当該外部者が

もたらした情報の概要等の必要な情報をまとめ、参考資料（報道がある場合は掲載された記事等）を付して最高管理責任者（緒方研究所副所長）及び総務部長に報告する。

（２）予備調査

- ① 最高管理責任者が、研究不正情報等を把握した場合には、予備調査委員会を速やかに設置する。予備調査委員会は、最高管理責任者が指名する3名の委員によって構成される。ただし、最高管理責任者が、予備的な調査を要さず本調査を実施すると判断する場合は、予備調査の実施を省略することができる。
- ② 予備調査委員会は、設置後速やかに予備調査を開始する。
- ③ 予備調査委員会は、提供された情報の真実性、情報提供の際に示された科学的理由の論理性、情報提供の内容の本調査における調査可能性、その他本調査の実施要否を判断する上で必要と認める事項について、予備調査を行う。
- ④ 最高管理責任者が研究不正情報などを把握する前に取り下げられた論文等に対してなされた情報提供についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か確認し、判断するものとする。
- ⑤ 予備調査委員会は、予備調査委員会設置の日から起算して30日以内に、本調査を実施するか否かに係る意見を付して、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- ⑥ 最高管理責任者は予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を実施するか否かを決定する。

（３）予備調査結果の報告

- ① 最高管理責任者が本調査を実施するか否かを決定したときは、その内容を、総務部長を通じて内部統制担当理事に報告する。
- ② 本調査を実施することを決定したときは、緒方研究所は、最高管理責任者の指示により、配分機関及び文部科学省に、決定した内容について報告する。
- ③ 本調査を実施することを決定したときは、緒方研究所は、研究不正情報等を把握した役職員等、役職員等に研究不正情報等を提供した外部者その他の研究不正等相談・通報窓口に掲載する等して機構に当該不正に係る情報を提供した者（以下「情報提供者」という。）及び対象者に、本調査が行われることを通知し、本調査への協力を求める。この際、情報提供者が了承している場合を除き、本調査に関係する者（以下「調査関係者」という。）や対象者に情報提供者が特定されないよう努めなければならない。本調査を行わない場合は、緒方研究所は、情報提供者に、理由を付してその旨を通知する。
- ④ 最高管理責任者は、適宜、調査状況を、総務部長を通じて内部統制担当理事に報告する。

（４）本調査

- ① 緒方研究所は、本調査の実施決定後、調査方針、調査対象及び方法等

について配分機関及び文部科学省に報告・協議し、30日以内に調査を開始する。

- ② 緒方研究所は、本調査の実施にあたっては機構に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を総務部長に合議のうえ、設置する。調査委員会は、情報提供者及び不正事案の関係者と直接の利害関係を有しない、最高管理責任者が指名する3名以上の委員で構成するものとする。調査委員会は、研究不正の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、競争的資金等の不正使用が疑われる場合には不正使用の相当額等について調査を実施する。
- ③ 緒方研究所は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を情報提供者及び対象者に示すものとする。これに対し、情報提供者及び対象者は、調査委員の氏名等が示されてから7日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、緒方研究所は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てがなされた調査委員を交代させるとともに、その旨を情報提供者及び対象者に通知する。
- ④ 本調査の対象、方法については、調査委員会で定めるが、調査委員会は、本調査の過程において、対象者に弁明の機会を与えなければならない。
- ⑤ 本調査にあたっては、情報提供者に係る情報を含め秘密の保持に十分留意するものとする。緒方研究所は、調査結果の公表まで、情報提供者及び対象者の意に反して調査関係者以外に秘密が漏えいしないよう、秘密保持を徹底する策を講ずるものとする。
- ⑥ 緒方研究所は、調査委員会の調査権限について定め、情報提供者及び対象者に通知する。調査委員会の調査に対し、情報提供者、対象者及びその他緒方研究所が本調査の協力を依頼する関係者は、誠実に協力しなければならない。
- ⑦ 本調査の対象となる研究不正が競争的資金等の管理に関する不正であるときは、緒方研究所は、必要に応じて、調査対象となっている研究費の使用を停止する。
- ⑧ 緒方研究所は、本調査にあたり、対象となる事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。
- ⑨ 配分機関からの求めがある場合には、緒方研究所は、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を提出するものとする。

(5) 認定

- ① 調査委員会は、本調査の開始後150日以内を目安として調査した内容をまとめ、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正が行われたか否かの認定を行うこととする。
- ② 調査委員会は、保存期間の範囲に属する研究資料やデータ（研究の生データ、作成した場合の実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係

書類等を含む)の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、対象者が研究不正であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、研究不正と認定することができる。

- ③ 研究不正と認定された場合はその内容、研究不正に関与した者とその関与の度合い、研究不正と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について認定し、当該研究不正が競争的資金等の不正使用である場合には不正使用の相当額等についても認定する。
- ④ 研究不正が行われなかったと認定された場合において、本調査を通じて情報提供者による情報提供が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、情報提供者に弁明の機会を与えなければならない。
- ⑤ 調査委員会は、認定を終了した時は、直ちに最高管理責任者に認定した内容を報告する。

(6) 調査結果の通知及び報告

- ① 最高管理責任者は、本調査の結果について、総務部長を通じて内部統制担当理事に報告する。
- ② 内部統制担当理事は、当該調査結果を理事長及び副理事長に報告する。
- ③ 研究不正が行われたとの認定があった場合は、最高管理責任者は、当該研究不正による不適切な状態を是正するために必要な措置及び再発防止策を検討し、総務部長を通じて内部統制担当理事に報告する。
- ④ 内部統制担当理事が調査結果並びに必要な措置及び再発防止策を確認した後、緒方研究所は、本調査の結果を速やかに情報提供者及び対象者に通知する。また、悪意に基づく情報提供が行われたとの認定がなされた場合においては、緒方研究所は、当該情報提供者の所属先のコンプライアンス関連部門に、その旨の通知を行う。
- ⑤ 最高管理責任者は、緒方研究所が情報を把握してから210日以内に（研究活動に関する特定不正行為の場合には240日以内を目安として）、調査委員会からの報告を基に、調査結果、研究不正の発生要因、研究不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等をまとめた最終報告書を別紙により作成し、配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合は、中間報告を配分機関に提出する。
- ⑥ 本調査の過程であっても、研究不正の事実が一部でも確認された場合には、調査委員会は、速やかに認定し、最高管理責任者は配分機関に報告するものとする。

(7) 不服申立て

- ① 研究不正に関与したと認定された対象者又は悪意に基づく情報提供をしたと認定された情報提供者は、認定を受けた日の翌日から起算して30日以内に緒方研究所に不服申立てをすることができる。
- ② 研究不正の認定について対象者が不服申立てをした場合は情報提供者

に、情報提供が悪意に基づくものと認定された情報提供者が不服申立てをした場合は情報提供者の所属先及び対象者に、緒方研究所はその旨をそれぞれ通知する。

- ③ 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。その際、最高管理責任者は必要に応じ総務部長に合議のうえ、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- ④ 研究不正の認定について対象者が不服申立てをした場合は、調査委員会は、不服申立ての理由、趣旨等を勘案し、速やかに再調査を行うか否かを決定する。
- ⑤ 調査委員会は、再調査を行うかどうか決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は総務部長を通じて内部統制担当理事に報告する。緒方研究所は対象者、情報提供者に当該決定を通知する。
- ⑥ 調査委員会が、再調査の実施を決定した場合は、調査委員会は、再調査を行い、調査開始後50日以内を目安として調査内容をまとめ、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、調査の結果を、総務部長を通じて内部統制担当理事に報告する。緒方研究所はその結果を情報提供者及び対象者に通知する。
- ⑦ 悪意に基づく情報提供をしたと認定された情報提供者が不服を申し立てたときは、調査委員会は、50日以内を目安として再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は調査の結果を、総務部長を通じて内部統制担当理事に報告する。緒方研究所は、当該結果を情報提供者、情報提供者の所属先及び対象者に通知する。
- ⑧ 緒方研究所は、不服申立てがあったとき、調査委員会が不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたとき、調査結果を調査委員会から得たときは、配分機関及び文部科学省に報告する。

(8) 調査結果の公表

緒方研究所は、研究不正が行われたとの認定があった場合、又は研究活動に関する特定不正行為に関連して特定不正行為が行われなかったとの認定があったものの調査事案が外部に漏れいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合、若しくは悪意に基づく情報提供が行われたとの認定があった場合には、速やかに調査結果を公表する。公表内容は最終報告書（又は最終報告書の完成前に公表する場合は、中間報告等）を要約したものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(9) 配分機関に対する協力

配分機関が当該事案に係る資料の提出、閲覧、現地調査を求めた場合は、緒方研究所又は調査委員会の調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、緒方研究所は求めに応じる。

(10) 対象者又は情報提供者に対する措置等

研究不正が行われたとの認定があった場合又は悪意に基づく情報提供が行われたとの認定があった場合は、理事長は、当該研究不正に係り責任を有する者又は悪意に基づく情報提供者について、必要に応じ告訴又は告発等の措置を講ずるほか、各人に対し適用される内部規程等に基づき懲戒等の適切な措置を行う。

(11) 対応の終了

最高管理責任者は、事案への対応が完了した場合は、対応の結果を取りまとめ、理事長、副理事長、内部統制担当理事、監査室長及び総務部長に報告する。

3. 関係者の取扱い

- (1) 最高管理責任者は、情報提供をしたことを理由とする当該情報提供者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 競争的資金等を用いて実施する研究活動にかかわるすべての者は、相当な理由なしに、単に情報提供したこと、又は単に情報提供が行われたことのみをもって、当該情報提供者及び対象者に対して不利益な取扱いや措置等をしてはならない。

4. その他

- (1) この執務要領に関わらず、研究不正に関する情報を得た者は、コンプライアンス規程に定める内部通報又は外部通報により、通報を行うことができる。ただし、内部通報受付管理者又は外部通報受付管理者が、研究不正に関する情報を得た場合は、通報者と調整し、通報者の同意に基づき、本執務要領の手続きに従い調査等を行う。通報者と連絡がとれない場合は、原則として本執務要領に定める手続きに基づき、対応するものとする。
- (2) 競争的資金等を用いて実施する研究以外の研究において故意又は研究者として弁えるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、発表された研究成果の中に示されたデータ又は調査結果等のねつ造、改ざん、盗用行為が発生した場合は、本執務要領に準じて対応するものとする。ただし、配分機関及び文部科学省への報告、協議又は協力に関する項目は除く。

以上

別紙：報告書に盛り込むべき事項

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

1. 経緯・概要

- (1) 研究不正の発覚の時期及び契機（※通報の場合はその内容・時期等）
- (2) 調査に至った経緯等

2. 調査

- (1) 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
- (2) 調査内容
 - ① 調査期間
 - ② 調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費）
 - ③ 調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や現地調査の報告、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング等）
 - ④ 調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等

3. 調査の結果（研究不正の内容）

- (1) 認定した研究不正の種別（例：ねつ造、改ざん、盗用）
- (2) 研究不正に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ① 研究不正に関与したと認定した研究者（氏名・所属・役職）
 - ② 研究不正があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名・所属・役職）
- (3) 研究不正が行われた経費・研究課題
 - ① 制度名
 - ② 研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ③ 交付決定額又は委託契約額
 - ④ 研究代表者（氏名・所属・役職）
 - ⑤ 研究分担者及び連携研究者（氏名・所属・役職）
- (4) 研究不正の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ① 手法
 - ② 内容
 - ③ 研究不正と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等の額及びその用途
- (5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

4. 調査機関がこれまで行った措置の内容

- (例) 競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

5. 研究不正の発生要因と再発防止策

- (1) 発生要因（研究不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）
- (2) 再発防止策

以 上